

大隅スポーツ交流拠点プロジェクト実行委員会の貸出用備品の利用規則

(許可申請)

第1条 申請方法及び許可については以下各号のとおりとする。

- (1) 借用申請は、町ホームページに掲載する電子申請からの申込を原則とする。
- (2) 借用申請は、利用する日の5日前までを申請期限とする。申請期限後の申込は貸出できない場合もある。
- (3) 使用目的によっては施設の利用及び備品の貸出を行わない。
- (4) 事務局は受理した申請の審査を行い、電子メールにて審査結果を通知する。

(貸出方法)

第2条 備品等の貸出は以下各号のとおりとし申請者は順守しなければならない。

- (1) 申請者は以下の時間内において備品の受取及び返却する。
平日 9時00分から 17時00分まで
土・日・祝日 9時00分から17時00分まで
- (2) 平日は事務局(役場商工観光課)にて貸出等を行い、土・日・祝日は守衛が貸出等を行う。
- (3) 時間内に貸出・返却が困難な場合は予め連絡すること。
- (4) 貸出した備品が申請者の責による故障、紛失、破損等がある場合には速やかに事務局に報告し、原状に修復または賠償し返却すること。
- (5) 貸出及び返却時には事務局(守衛)と申請者が一緒に貸出物の確認を行うこと。

(会場使用上の注意)

第3条 ビーチスポーツ専用競技場を使用するものは以下各号を順守しなければならない。

- (1) ビーチスポーツ専用競技場と大丸運動公園の間は町道が通っており、生活道路でもあるため、車両は大丸地区農業構造改善センターまたは大丸運動公園横を利用し、迷惑駐車のないようにすること。
- (2) 施設周辺には事業所もあるため、絶対に立ち入ることが無いようにすること。
- (3) 使用後は清掃、会場整備等を行い、ごみ等も持ち帰ること。
- (4) 利用者が複数団体いる場合には、お互いに譲り合って利用すること。なお、事務局にて場所を指定することは行わない。
- (5) 施設利用者の責による故障、破損等がある場合には速やかに大崎町社会教育課に報告し、原状に修復または賠償すること。

(事故等の対応)

第4条 施設利用中における事故等の発生により使用者が損害を受けた場合や利用者間、利用者以外の方との事故等の発生による損害が発生した場合は、当事者間で解決し、大崎町及び大隅スポーツ交流拠点プロジェクト実行委員会は一切の賠償等を行わない。

2 利用規則が守られない団体や個人については、利用許可を取り消し、今後の使用を禁止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。